

前回の議論のまとめ

令和5年1月12日に開催した第39回生活衛生適正化分科会において、以下の事項について審議。

- (1) 資料2、資料4、資料6の事務局案についての御意見
- (2) 本日の業界からの現状の報告を踏まえ、振興指針に反映すべき内容
- (3) 生活衛生関係営業者の課題、今後積極的に進めていくべき取組等で、振興指針に反映すべき内容



前回の議論を踏まえ、振興指針について、以下の改正を追加してはどうか。

追加の振興指針改正案（抜粋）

改正箇所

- 第四 振興の目標を達成するために必要な事項
 - 2 経営課題への対処に関する事項
 - 二 営業者に対する支援に関する事項
 - 1 組合及び連合会による営業者の支援

新	旧
(2) サービス、店舗及び設備の改善並びに業務の効率化に関する事項 衛生水準の向上、経営マネジメントの合理化及び効率化、消費者の利益の増進等のため、サービス、店舗及び設備の改善並びに業務の効率化に関する指導、助言、情報提供等を行い、 <u>業界全体で新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響による業績悪化からの回復を目指すとともに、今後デジタル化が推進され、事業の効率化・高付加価値化が進むよう</u> 、ICTの活用に係るサポート等必要な支援に努めることが期待される。	(2) サービス、店舗及び設備並びに業務の効率化に関する事項 衛生水準の向上、経営マネジメントの合理化及び効率化、消費者の利益の増進等のため、サービス、店舗及び設備の改善並びに業務の効率化に関する指導、助言、情報提供、ICTの活用に係るサポート等必要な支援に努めることが期待される。

追加の振興指針改正案（抜粋）

改正箇所

第四 振興の目標を達成するために必要な事項

2 経営課題への対処に関する事項

二 営業者に対する支援に関する事項

1 組合及び連合会による営業者の支援

新	旧
<p>(5) 経営課題に即した相談支援に関する事項</p> <p>営業者が直面する様々な経営課題に対して、経営特別相談員による経営指導事業の周知に努めるとともに、これを金融面から補完する生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度の趣旨や活用方法の周知が期待される。</p> <p><u>さらに、複雑な税制を生活衛生関係営業者に分かりやすく周知し、税制に関する知識の普及を図り、経営改善につなげることが期待される。</u></p>	<p>(5) 経営課題に即した相談支援に関する事項</p> <p>営業者が直面する様々な経営課題に対して、経営特別相談員による経営指導事業の周知に努めるとともに、これを金融面から補完する生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度の趣旨や活用方法の周知が期待される。</p>
<p>(7) 事業の共同化及び協業化に関する事項</p> <p><u>生活衛生関係営業は、大半が小規模・零細事業者である。少子・高齢化、環境・エネルギー問題、物価高騰、賃上げ等の課題が生じる中で、個々の事業者が単独で施設整備や技術力向上等を進めるには限界があり、組合が中心となり、業界として、共同事業や協業化の取組を進めていくことが必要である。このため、組合においては、地域との連携を図りつつ、諸課題に対応するための共同事業や協業化の取組を行うことが期待される。事業の共同化並びに協業化の企画立案及び実施に係る指導に努めることが期待される。</u></p>	<p>(7) 事業の共同化及び協業化に関する事項</p> <p>事業の共同化及び協業化の企画立案及び実施に係る指導に努めることが期待される。</p>
<p>(11) 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項</p> <p>国内外における食に関する最新の情報や行政施策の動向等について、行政機関との連携等を通じ、組合員等への適切な情報提供を図る<u>り、特に、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）については国等が実施する説明会等により周知に努めることが期待される。また</u>とともに、行政施策に基づく指導及び支援に努めることが期待される。</p>	<p>(11) 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項</p> <p>国内外における食に関する最新の情報や行政施策の動向等について、行政機関との連携等を通じ、組合員等への適切な情報提供を図るとともに、行政施策に基づく指導及び支援に努めることが期待される。</p>

生活衛生関係営業振興指針（飲食店営業関係等）の改正について

追加の振興指針改正案（抜粋）

改正箇所

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

新	旧
<p>五六 禁煙等に関する対策</p> <p>1 営業者に求められる役割 (略)</p> <p>(2) アルコール類の提供 飲酒運転根絶に向けた必要な措置及びアルコール健康障害を発生させるような不適切飲酒の誘引防止。<u>また、20歳未満の者へのアルコール類の提供禁止。</u></p> <p>2 組合及び連合会に期待される役割 (略)</p>	<p>五 禁煙等に関する対策</p> <p>1 営業者に求められる役割 営業者は、顧客層、経営方針、店舗の規模等を考慮した上で、以下に掲げる事項を中心に必要な対応を図ることが求められる。</p> <p>(1) 望まない受動喫煙の防止 ア 施設内の禁煙の徹底及び喫煙専用室等の設置 イ 受動喫煙による健康影響が大きい子どもなど20歳未満の者、患者等への配慮 ウ 従業員に対する受動喫煙防止対策</p> <p>(2) アルコール類の提供 飲酒運転根絶に向けた必要な措置及びアルコール健康障害を発生させるような不適切飲酒の誘引防止</p> <p>2 組合及び連合会に期待される役割 効果的な受動喫煙防止対策及び飲酒運転根絶等に関する情報提供を行い、併せて制度周知を図る。</p>
<p>六九 働き方・休み方改革に向けた対応 従業員がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる職場環境をすることで人材の確保や生産性の向上が図られるよう、営業者には長時間労働の是正や雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、また、職場のハラスメント対策に必要な措置を図ることが求められる。</p> <p>1 営業者に求められる役割 (1)時間外労働の上限規制及び月 60 時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げへの対応による長時間労働の是正 (2)年 5 日の年次有給休暇の確実な取得 (3)雇用形態や就業形態に関わらない公正な待遇の確保 (4)従業員に対する待遇に関する説明義務 (5)セクシャルハラスメントやパワーハラスメント、<u>カスタマーハラスメント</u>等職場のハラスメント対策</p>	<p>八 働き方・休み方改革に向けた対応 従業員がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる職場環境をすることで人材の確保や生産性の向上が図られるよう、営業者には長時間労働の是正や雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、また、職場のハラスメント対策に必要な措置を図ることが求められる。</p> <p>1 営業者に求められる役割 (1)時間外労働の上限規制及び月 60 時間超の時間外割増賃金率の引き上げへの対応による長時間労働の是正 (2)年 5 日の年次有給休暇の確実な取得 (3)雇用形態や就業形態に関わらない公正な待遇の確保 (4)従業員に対する待遇に関する説明 義務 (5)セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等職場のハラスメント対策</p>